

ディスプレイ代金請求に係る紛争事件

報告書

平成4年12月18日

神奈川県消費者被害救済委員会

目 次

第 1	審議の経過及び結果	1
第 2	「ディスプレイ代金請求に係る紛争」について	2
1	当事者の表示	2
2	紛争の概要及び当事者の主張	2
	（ 1 ）紛争概要	2
	（ 2 ）当事者等の主張	3
3	あっせん部会の審議及びあっせんの経過	4
4	あっせん案の内容	5
5	確約書の内容	5
第 3	あっせん部会のコメント	7
	（ 資 料 ）	
1	神奈川県消費者被害救済委員会審議経過	15
2	同 あっせん部会の審議経過	16

第 1 審議の経過及び結果

神奈川県消費者被害救済委員会は、平成 4 年 4 月 27 日付消生第 10 号をもって神奈川県知事から「ディスプレイ代金請求に係る紛争」についての処理を付託された。

委員会は、この紛争を速やかに解決するため、直ちに学識経験者委員 2 名、消費者委員 1 名、事業者委員 1 名をもって構成するあっせん部会を設け、あっせんによる解決を図ることとした。

あっせん部会は、平成 4 年 5 月 14 日の第 1 回部会以降計 5 回の部会を開催し、事業者及び関係者の事情聴取を行った。平成 4 年 7 月 16 日開催のあっせん部会において相手方 S E 社に対して申立人等の申出どおりのあっせん案を提示し、これにより本件紛争を解決するよう求めたところ、相手方 S E 社は大筋では了解したが、その場での回答を保留した。第 6 期任期満了（平成 4 年 7 月 16 日）までにあっせんが成立しなかったため、第 7 期委員会のあっせん部会に再度付託された。

その後、平成 4 年 10 月 13 日電話で事務局に対しあっせん案を了承する旨連絡があり、平成 4 年 11 月 16 日相手方 S E 社の確約書を受理した。

委員会は、平成 4 年 12 月 28 日あっせん部会から本件の処理経過及び結果について報告を受け了承した。

委員会は同日付で本件の審議を終了し、神奈川県知事に報告した。

第2 「ディスポーター代金請求に係る紛争」について

1 当事者の表示

申立人	40人
相手方	SE社

2 紛争の概要及び当事者の主張

(1) 紛争の概要

平成4年1月20日以降に横浜、川崎、横須賀、平塚、藤沢、厚木、相模原の各消費生活センターに「5年前に解決したディスポーターの代金請求が来たが、どうしたらよいか」という相談が寄せられた。

< 以前の経過 >

61年末、チラシ配りの内職者を募集し、応募した人にディスポーターをクレジットで購入させたH企業が所在不明になったことで購入者から次のような苦情が寄せられた。

内職による収入代金で商品代を支払うつもりだったので、今後クレジットの支払いができない。

商品も希望して購入したのではなく、内職の条件として購入させられたものであるので返品し、残金の支払いはしたくない。

相談を受けた各消費生活センターは問題解決のため、加盟店契約者である(株)Sに話を申し入れたが、販売行為には関与していないという理由で話を拒否された。

関連する信販会社はA社、B社、C社の3社であり、解決策について話を申し入れた。62年1月A社、62年2月B社はそれぞれ「支払停止の抗弁書」を提出することで今後請求はしないとの回答を得たが、C社は回答を保留した。

国民生活センターの呼びかけで、神奈川県、横浜市、川崎市、東京都、千葉県とC社とで話し合いを重ねた結果、C社より昭和62年7月15日付文書で解約を認めることを内容とする対応方針が出された。

以上の結果、各消費生活センターは消費者に対し信販に「支払停止の抗弁書」を提出することを指導し、これによりあっせん解決とした。

< 今回の経過 >

信販会社C社は支払停止の抗弁を認めた結果被った損害を回復するため、昭和63年に加盟店契約者(株)Sに対し立替払い金返還請求訴訟を起こした。C社が全面勝訴した一審判決を受けて二審で(株)S及び利害関係人として参加したSE社とC社の間で平成2年3月和解が成立した。

平成4年1月、SE社は和解により支払うこととなった2,200万円を回収するため、和解条項に基づき消費者に対しディスポージャー代金の残額を請求したことから、本件紛争が発生した。

(2) 当事者等の主張

< 申立人らの主張 >

ディスポージャー代金の支払いの請求が来て、催促の電話が自宅や夫の勤務先にかかってくる。残金は支払いたくない。

申立人らの申立て内容を大別すると、次のとおりである。

SE社からディスポージャー代金残額として請求がきたが、

5年前消費生活センターに相談した結果、抗弁権が認められ残金の支払はしなくてよいことで解決したものである。

5年前信販会社との間で、商品代金の半額で買い取ることで合意ができ、その分支払い済みである。

< 相手方事業者の主張 >

信販会社C社と和解した際、和解条項に「本件契約に関する被控訴人（C社）の顧客に対する割賦代金債権については、利害関係人（SE社）においてこれを取り立てることにつき、被控訴人は何らの異議を唱えない」とあるので、消費者に残額の請求をした。

上記和解条項の意味は、債権譲渡である。和解の場で、消費者にいちいち譲渡通知を出すのは大変なので、手続きを省略してほしいという信販会社の要望を入れた。また、消費者に請求する際に、信販会社にその旨のあいさつに行ったが、請求できない債権とは言われなかった。

和解の際、消費者に対し免除したり、放棄したりして取れない債権であることを知らされていれば、このような和解をしなかったし、消費者への請求もしなかった。今回の紛争は、こういう経過を知らせなかった信販会社の責任である。

< 関係人である信販会社C社の主な主張 >

当社はSE社に対し抗弁権付きのまま全部まとめて譲渡した。また、譲渡通知もしていない。従って、消費者はSE社の請求を拒否できる筈である。

3 あっせん部会の審議及びあっせんの経過

あっせん部会は、平成4年4月27日付で、知事から付託された表記紛争事件について、平成4年5月14日、5月29日、6月12日、6月26日、申出者の申出内容の確認、事業者、関係人（信販会社）からの事情聴取等、慎重に審議した。

その結果、SE社の消費者に対する請求権はないことと、立替払い金返還訴訟の二審で和解した際、和解条項のクレジット債権の存否について、SE社と信販会社C社の間に上記のような見解の相違があったことが明らかになった。

そこで、7月16日、あっせん部会としてS E社に対し 今後消費者に請求しないこと、 消費者を巻き込まず信販会社C社と話し合いで解決するよう要請した。

これに対し、S E社は大筋では了解したが、信販会社との話し合いの上で回答したいということで、その場での回答は保留した。

その後、平成4年10月13日電話で事務局に対しあっせん案を了承する旨連絡があったので、あっせん成立と認めた。

なお、従来は協定書を作っていたが、 申立人が多数にのぼること、 申立どおりの内容であること、 申立内容が共通であること等の理由から、協定書に代えて相手方事業者からの確約書の形式とした。

4 あっせん案の内容

- 1 相手方事業者は、ディスポージャー代金の残額等として申立人らに対し今後一切の請求をしない。
- 2 相手方事業者は、今後申立人らに対し請求をしないことを前提として、関係人である信販会社との間で話し合い解決をする。

5 確約書の内容

確 約 書

申立人らに対するディスポージャー代金請求に係る紛争事件について、下記のとおり取り扱うことを確約いたします。

- 1 申立人らに対しディスポージャー代金の残額等として今後一切の請求をしない。

2 申立人らに対し今後請求をしないことを前提として、関係人である
信販会社との間で話し合い解決をする。

平成4年 月 日

神奈川県消費者被害救済委員会

あっせん部会長

殿

相手方事業者

第3 あっせん部会のコメント

1 申立人らの相手方に対する支払義務の存否

(1) 本件紛争は、直接的には相手方S E社が申立人らにディスポージャー代金残額の支払請求をしたことから発生している。

そこで、まず申立人らが相手方に対し上記請求に対する支払義務があるか否かを検討する必要がある。尚、このディスポージャー代金残額の請求とは、前記H企業(売主)と申立人ら(買主)との間のディスポージャー売買代金につき、申立人らと信坂会社C社との間で成立した立替払契約に基づく割賦金残額の請求を意味する。従って、正確に言えば、ディスポージャーの売買代金についての立替払契約の割賦金残額ということになる。

(2) 相手方の主張する請求の根拠

相手方は、申立人らに対し法的に次の理由により請求ができると主張している。

債権譲渡

ここでの債権譲渡とは、信坂会社C社の申立人らに対するそれぞれの立替払契約に基づく債権を相手方がC社から譲り受けたことを示している。

ところで、債権譲渡の場合、そもそも債権譲渡の合意が存在しなければならぬ。本件の場合に、C社の申立人らに対する各々の請求権を譲渡する合意が存在しているのかがまず問題であるが、この点については相手方は前記当事者の主張のとおり和解条項がそれに該当する旨述べている。しかし、この条項が特定債権に関する譲渡を意味するものかについては極めて疑問がある。すなわち、債権の譲渡というからには譲渡の対象が特定していることを要するが、C社の債務者及び残額が特定された債権に関する合意が存在したと言えるのかについては問題がある。現に、和解当時相手方はC社の有する債権の内容(当事者、金額等)が判然としていなかったという経緯がある。さらに、債権の譲渡の約定の場合、単に取立に異議を述べないということではなく、それが譲渡の合意であることが明確にされるのが通常である。

次に、この合意の点はさておくとしても、債権譲渡であれば債務者である申立人らに対抗するには債権譲渡の通知が必要であり、これがない以上申立人らにおいて弁済を拒絶できるのは当然である（民法第467条）。

本件において債権譲渡の通知がなされていないことは当事者間に争いがないところである。

以上から、債権譲渡を理由に申立人らに支払義務があると言えないことは明白である（そもそもC社に譲渡すべき債権があったのかについては後に述べる）。

代位弁済

相手方は、C社に対する前記和解金2200万円の支払が代位弁済に該当すると主張している。

この主張は、当然のことながら申立人らの信販会社C社に対する立替払契約に基づく割賦金残額の支払義務が存在することを前提としており、この弁済によって相手方が申立人らに対して求償権を取得したということの意味するものである。しかし、申立人らの信販会社に対する支払義務の存在そのものが後記のとおり否定されるべきものである。

なお、本件では2200万円の弁済の事実は明らかではないし、仮にその全額の弁済があったとしてもそれはC社の主張する本件クレジット債権約3300万円の一部であって、相手方の主張を前提としても一部弁済にしかならない。いずれにせよ、相手方の主張を前提としたとしても、申立人らに各々の残額全額を請求する根拠はあり得ない。さらに、このような場合、債権譲渡の際に述べたのと同様の意味で、債権の特定の問題が生じることになる。しかし、これらの問題は、申立人らのC社に対する支払義務そのものが否定されるべき事案である本件では本質的な問題ではない。

取立権の付与

相手方ないし信販会社C社は、前記和解条項は、C社の申立人らに対する立替払契約に基づく残額請求権の取立について、代理権を授与したとかその取立を相手方がなすことをC社において認容した

とかの趣旨の主張をなしている。

しかし、本件の取立行為は相手方それ自体の名においてなされており、相手方がC社の代理人あるいは使者として取立てているものでないことは明らかである。

また、C社の債権を相手方が自らの名で取立てるには、結局のところ債権が相手方に帰属している必要があるが、上記 ないし のとおりその根拠はないと言うほかない。

- (3) 以上のとおり、法的に検討すると、相手方が申立人らに対して支払を請求する根拠は何ら存在しないと言うべきである。

そこで次に、そもそもC社の申立人らへの請求権が存在するのかについて項を改めて検討する。

2 信販会社C社の申立人らへの請求権の存否

- (1) C社の申立人らに対する立替払契約に基づく未払金請求権が存在しているかという問題は、C社の昭和62年7月15日付文書で明示されている「クレジット契約を解約する」旨の趣旨をどう理解するかにかかわる。

この書面の内容は、前記紛争の概要で明らかにしたとおりであり、これによるとクレジット契約は解約されていると考えるのが当然である。

そうだとすると、C社の申立人らに対する上記未払金請求権は、この時点で存在しなくなったわけであり、C社の申立人らに対する債権の譲渡であるとか、相手方が申立人らのC社に対する支払義務を前提として代位弁済ということは、そもそもあり得ないということになるわけである。

- (2) この点についてC社は、平成4年4月10日付の文書で見解を明らかにし、解約の効力については、次のとおり述べている。

国民生活センター乃至消費者センターは契約の当事者ではなく、これらの機関に解約する旨述べたとしても効力を生じない。

クレジット契約は、C社・消費者・加盟店契約当事者S社の三者契約であるからC社の一方的な意思表示により解約の効力は生じない。

しかし、以上の2点には重大な問題がある。

まず の点は、本件紛争とその解決に関する国民生活センター及び地方自治体の消費生活センターの役割に関するC社の認識を表明したものと受け取れる。

言うまでもなく、国民生活センターは国民生活センター法に基づく特殊法人として、また消費生活センターは地方自治法第2条第3項第17号ほかに基づき設置された行政機関として、各々消費生活に関する情報の提供を始めとする各種業務を行っているものであり、その業務のなかには消費者被害に関する苦情申出についての情報提供のほか、助言・あっせんも含まれる。

そして、助言の場合には、相談者がその助言に基づいて直接事業者に申入をなしたり交渉したりすることになる。

これに対し、あっせんの場合にはセンターが相談者の主張・要求を整理し、話し合いで解決が可能となるように事業者側に伝え、事業者側はこれを検討してその検討結果をセンターに伝えるという形で進んでいくことがありうるわけである。本件のように、相談者あるいは苦情申出者が多数である場合には、事業者側としてもセンターに統一見解を伝え、それについてセンターが個々の相談者ないし苦情申出者に説明し了解を得るという進めかたは、事業者側にとってもいちいち全申出者との交渉・説明をしなくてすむというメリットがある面は否定できない。そして、センターが個々の相談者ないし苦情申出者の了承を得て一定の内容で解決ができる場合には、センターが事業者にこれを伝え、事業者・相談者・苦情申出者双方が解決内容に従った処理を実行するということになる。

このように、事業者側のセンターに対する提案・申し入れ等は、苦情申出者と全く切り離された存在としてのセンターに対してなされるものではなく、上記のような意味で申出者に伝えられていくということを当然の前提としてなされていくものである。C社としても、同様の理解であったはずである。

本件について具体的にみると、C社は昭和62年7月15日付文書で解約等の方針を明確にし、申立人ら及びC社双方がそれに従った処理を行っているわけである。すなわち、クレジットの支払は停止され、C社もその後の請求はしていない。そして、C社は上記文書で明らかにしたとおり、S社に対して訴えを提起している。このように見れば、クレジット契約は解約として処理されたと考えるのが当然であり、従ってC社の上記の主張は採り得ない。

次に の点であるが、なるほどクレジット契約は信販会社・消費者・加盟店の三者契約であると言えよう。しかし、信販会社と加盟店の間の加盟店契約・加盟店と消費者の間の売買等の契約・信販会社と消費者の間の立替払等の契約は、相互に密接な関係をもつものではあるものの、法的にはそれぞれ別個の契約と解されているところである。そもそも抗弁権の接続という概念は、上記の売買等の契約と立替払等の契約が別個の契約であることを前提とし、その関連性に着目して消費者の加盟店に対する権利主張を信販会社にも認めていこうとするものであることは言うまでもないところである。

従って、立替払契約の解約は、消費者と信販会社との間でなされるものであり、加盟店と無関係に処理できるものである。このことは逆に、加盟店と消費者の間の売買契約がこの2当事者間で信販会社と無関係に解除されうるものであることから明らかである。

もっとも、こうした2当事者間の法律関係が他の当事者との法律関係に影響を及ぼすことはあり得るが、だからといってすべてを3当事者間で処理しなければ効力を生じないというものでないこともまた明らかである。してみるとC社の の主張は、にわかに認めがたいものがある。

- (3) もっとも上記のC社の見解でも、解約するという文言の内容がC社が消費者にクレジット債権の請求をすることを放棄乃至差控えるという点であるという点は認めている。

してみると、仮にクレジット契約が解約されていないにしても、C社が消費者に対し請求を放棄したことは明らかであり、現にC社はその後なんらの請求もしていない。

以上のとおり、C社の申立人らに対する債権自体存在しないか、存在したとしてもC社が請求することを放棄した債権であることは明らかである。

3 本件紛争の基本的原因

- (1) これまで明らかにしてきたとおり、申立人らに対し、相手方もC社も請求をなすことは認められないものである。それにもかかわらず、なぜ本件の紛争が生じたのかを検討しておくことが、今後の紛争の防止のため必要であろう。

前記のとおり、相手方の申立人らに対する請求の根拠とされているのは前記和解条項である(ちなみにこの和解自体、紛争の状況を正確に把握したうえでなされたものではないため、問題を解決するというよりも、より紛糾させるもとになったもので、極めて問題がある)。この条項があったために相手方の申立人らに対する請求がなされたということは明らかである。しかし、C社の債権は前記のとおりC社自体も請求し得ないものである。解約したにせよ請求を放棄したにせよ、そのような本来C社が取り立て不能なクレジット債権の取立を、相手方が行うことを認めるということ自体矛盾している。

- (2) C社がこのような矛盾した決断を下したのは、相手方がC社に支払う前記2200万円の和解金の性格についての認識に問題があったことも原因がある。C社は、この和解金は、実質的にはC社のクレジット債権の第三者弁済であり、そうだとするとその債権の性格を変更しないままで債権譲渡または取立容認をしても不合理でないと考えたようである。

しかし、前記のとおり本件クレジット契約はすでに解約されたか少なくともその請求が放棄されており、これを第三者が弁済するということはあり得ない。本件和解金は、C社との加盟店契約締結者であるS社の立替払い金の返還について、その金額を減額したものに過ぎない。相手方は、利害関係人としてS社とその支払義務を負ったものである。従って、C社のS社に対する裁判上の請求金額は加盟店契約に基づきS社に支払った額そのものであって、クレジット債権の残額と

は一致しない。これは、C社のS社に対する債権とクレジット債権がそもそも別個のものであるからこそ可能となる処理である。

こうしたことからすると、前記和解に当たり、C社としては相手方に対し、すでにクレジット契約を解約し、あるいは少なくとも請求を放棄したものであること、従って本件クレジット債権の取立はできないものであることを明確にし、相手方としても法律上申立人らに本件クレジット債権の請求ができないという前提で和解内容を検討すべきであったといわざるを得ない。

4 本件紛争の背景

- (1) 申立人らは、昭和61年にH企業から内職を勧誘され、その条件として、あるいは内職による収入で支払いができるとして、ディスポージャーを購入させられたものであるところ、H企業は事実上倒産してしまっただけという経緯がある。

このような経過からすれば、申立人らに対するディスポージャーの売買契約の当事者としてのH企業は、その販売方法といい信用力といい、極めて問題のある会社であったことが明らかである。

ところで、信販会社と加盟店契約を締結した事業者が、いわゆる悪徳商法を展開した場合には、現金払いなどの支払方法をとった場合に比して、より広範な消費者を巻き込むこととなる。従って、信販会社としては、加盟店となろうとするものがクレジット契約を悪用する恐れがないか、その事業内容・販売方法・信用力などに問題がないか慎重に検討すべきものであることは、ここで詳述するまでもないことである。

そこで本件についてみると、H企業も相手方SE社も加盟店契約当事者となっておらず、C社と契約しているのはS社であることが明らかである。これは、H企業あるいは相手方が加盟店として適格性に問題があったことを意味していると思われる。しかし、現実には相手方はS社の取引口座を利用し、H企業は相手方を通じてクレジット契約を取引上利用していた。このような形態の場合、信販会社としては、S社のみならずSE社、H企業についても調査して事を尽くさなければならぬ。単にS社を調査して事たれりというのでは調査の意味がないことは明らかである。

(2) 次に、信販会社としては加盟店契約締結後においても、違法・不当な契約にクレジットが使われていることを把握した場合には、速やかに適切な対処をなすべきである。

本件においては、上記のとおり、解決方法としてクレジット契約を解約し、S社に対する訴え提起の方針をとったわけであり、そのこと自体は評価されるべきものである。そして、C社は東京地方裁判所で請求認容の判決を得たのである。こうした経過を経ていながら、東京高等裁判所で前記のとおり問題な条項を含む和解をしてしまった。

思うに、本件のような場合に、信販会社としてクレジット契約を解約し、加盟店との間で経済的な関係を解決するということが、本来望ましいあり方である。その場合の損害を回避する方策は、加盟店契約の内容として検討されるべき問題であり、消費者側に皺寄せされるべき問題ではないのである。

5 まとめ

以上のとおり、相手方と申立人ら・C社と申立人ら・C社と相手方ないしS社並びにH企業とのそれぞれの関係を検討すると、本件紛争の解決のあり方は、H企業が事実上倒産している今日においては、C社と相手方及びS社との間でなされるべき問題で、申立人らを巻き込むことは許されないものであることが明らかである。

なお、本件においては、申立人ら以外にも相手方に請求をされた消費者が多数存在するが、その法律上の問題点は申立人らの場合と同様であって、同様の解決がなされるべきものであることを付言する。

(資 料)

1 神奈川県消費者被害救済委員会審議経過

開 催 日	審 議 内 容
平成4年4月27日(月)	1 付託された「ディスポーター代金請求に係る紛争」事件について審議 2 上記紛争処理のため「あっせん部会」を設置 あっせん部会の構成 学識経験者委員 2名 消費者委員 1名 事業者委員 1名
平成4年5月8日(金)	小委員会の開催 紛争処理の方向について検討
平成4年7月24日(金)	1 前期に引続き付託された「ディスポーター代金請求に係る紛争」事件について審議 2 上記紛争処理のため「あっせん部会」を設置 あっせん部会の構成は、前期と同じ
平成4年12月18日(金)	1 「ディスポーター代金請求に係る紛争」事件について、部会からあっせん成立の報告を受け、内容等について審議。 2 あっせん部会からの報告を了承し、本件の審議を終了。知事へ報告。

2 あっせん部会の審議経過

回数	開催日	審議内容
第6期 第1回	平成4年5月14日(木)	1 申出者の申出内容の確認 2 事業者からの事情聴取
第2回	平成4年5月29日(金)	1 申出者の申出内容の確認 2 関係者(信販)からの事情聴取
第3回	平成4年6月12日(金)	1 事業者からの事情聴取 2 あっせん内容等について審議
第4回	平成4年6月26日(金)	1 関係者(信販)からの事情聴取 2 あっせん内容等について審議
第5回	平成4年7月16日(木)	事業者に対し、あっせん案提示
第7期 第1回	平成4年11月2日(月)	1 確約書の検討 2 報告書の検討
第2回	平成4年11月16日(月)	報告書の検討